## 借受申請書

第三条第三号 総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(以下「令」という。) 第三条第八号 <sup>※1</sup> に基づく臨時災害放送局用機器(以下「臨災局用機器」という。)の無償貸付を受けたいので申請します。 令第六条に規定の事項は、別記 1 ~ 5 のとおりです。

北海道総合通信局長 殿

(貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者)

平成 年 月 日

**印※2** 

※1「第三条第三号」又は「第三条第八号」のいずれかの文字を抹消又は〇で囲むこと。 第三条三号:災害時以外(平常時)の貸付の場合 第三条八号:災害時の貸付の場合

※2 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

[1-2]

## 貸付承認通知書

平成 年 月 日付申請を承認する。 令第七条の規定に基づき、別記2~6及び8のとおり通知する。

殿

平成 年 月 日

北海道総合通信局長印

[1-3]

## 借受書

平成 年 月 日付貸付承認に係る臨災局用機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。 臨災局用機器の運用と取扱いについては、別記8貸付条件に従います。

北海道総合通信局長 殿

(貸出を受ける団体において臨災局用機器の 運用に権限を有する者)

平成 年 月 日

印※

※ 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

借受書提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1		請		者		及び代 の氏名					
	申				住所						
2	借	受	物	品	□臨災局用機器						1式
					口電源用ケーブル 1 台						
3	使	用	目	的							
4	使	用	場	所							
5		受け する	を 必 る 理								
6	借	受	期	間	借	受	日		年	月	B
					借	受 期	間	年	月 日	(原則、	貸付から6ヶ月以内)
7	引	渡	場	所							
8	貸	付	条	件							
	1 臨災局用機器の運用に当たっては、電波法、放送法及びこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。										
	2 臨災局用機器の技術操作は、無線従事者が従事することとし、正常な運用に努めること。										
	3 臨災局用機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。										
	MINISTERNAL TO TAKE OF STICKLE PRO CO C C C C										
	AND CONTRACTOR OF THE CASE OF										
	L	、その指	言示に従	うこ	と。原図	因が災害	害又は	<b>盗難に係る場</b>	合は、関係	係官公署の	発行する証明書を報告書に添付す
ること。											
なお、注意を怠り、機器を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。											せる場合がある。
	10月2日の日本日の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の										
					な指示をする場合がある。						
	なお、借受人が貸付条件に違反したとき又は北海道総合通信局長が特に必要と認めたときは、満了日前 返却を指示する場合がある。この場合は、北海道総合通信局長の指示に従い速やかに返却すること。										
		- C ] H /	いりつか	3 II /J	٥ له. دی	<b>ニ</b> <i>いパ</i> 勿	ц ю,	70/44 起心口世	山口内区(7)		, ж. ( ИПСКАР 7 °0 С С 0
備				考							